



松浦会計事務所月報

編集 発行人
税理士
行政書士

松浦 寛

事務所 〒652-0806
神戸市兵庫区西柳原町2番2号
TEL 078(685)1111
FAX 078(685)1110

◆ 8月の税務と労務

8月

(英月) AUGUST

11日・山の日

国 税／7月分源泉所得税の納付 8月10日

国 税／6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

8月31日

国 税／12月決算法人の中間申告 8月31日

国 税／9月、12月、3月決算法人の消費税等の

中間申告(年3回の場合) 8月31日

国 税／個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日

地方税／個人事業税第1期分の納付

都道府県の条例で定める日

地方税／個人住民税第2期分の納付

市区町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

ワン
ポイント

国際観光旅客税の引上げ 日本から出国する際に航空券などの代金に上乗せして徴収される税金。これまでは出国1回につき1,000円でしたが、今年7月以降の出国から3,000円へと引き上げられました。税収はオーバーツーリズム(観光公害)対策や、日本人が安心安全に海外旅行を楽しめるようにするための環境整備などに充てられます。

社債利子に対する課税強化

個人が同族会社から支払いを受ける社債利子については、平成28年と令和3年に税務上の取扱いが変更され適正化が図られてきました。この取扱いについて、令和8年度税制改正でも、さらなる改正が行われましたので、その内容を見ていきます。

※ 本文中に記載の税率は所得税のみを記載し、復興特別所得税や住民税などは含まれていませんのでご注意ください。

利子所得と給与所得

社債利子に対する課税強化では、利子所得と給与所得の課税方法の違いが重要なポイントとなりますので、まずはこれらの仕組みについて確認します。

所得税は、利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・退職所得・譲渡所得・山林所得・一時所得・雑所得に所得を分類して、税金の計算を行います。

このうち利子所得は、預貯金および公社債の利子などに係る所得をいい、原則として、その

支払いを受ける際に利子所得の金額に一律15%の税率を乗じて算出した所得税が源泉徴収され、これにより納税が完結する「源泉分離課税」の対象となります。

一方、給与所得は、使用人や役員等が支払いを受ける俸給や給料・賃金・歳費・賞与などに係る所得をいい、不動産所得など「総合課税」の対象となる他の所得を一定の方法により合計し、所得控除の合計額を控除した残額に税率を乗じて税額を計算します。税率は、課税される所得金額により、5%から45%の7段階に区分されています。

これまでの改正

(1) 平成25年度税制改正

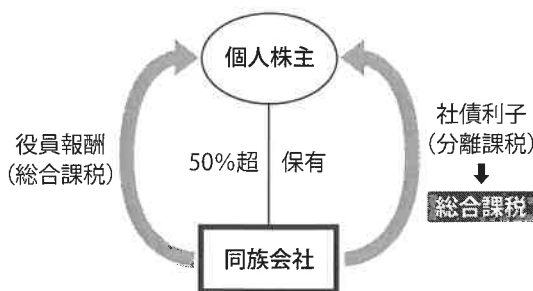
平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等については、税率15%により所得税が源泉徴収されるとともに、税率15%の申告分離課税の対象になります。また、確定申告をしないことも選択することができま

す。特定公社債等とは、国債・地方債・外国国債・公募公社債・上場公社債・平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます）など、一定の公社債や公社債投資信託などをいいます。

同族会社の役員などが会社から受け取る役員報酬は、本来は給与所得とされ総合課税の対象となり、所得が多いほど税率が高くなります。しかし、税負担を軽くするため、役員が社債を引き受け、役員報酬の代わりに社債の利子を受け取ること

で、社債の利子のうち、平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる一定の株主およびその親族等が支払いを受けるものは、総合課税の対象となりました。【左図参照】

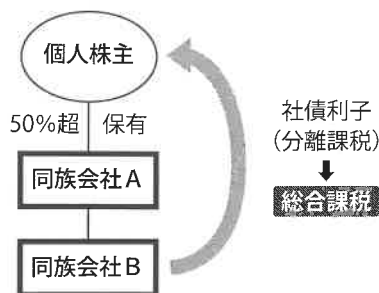
平成28年1月1日から変更になった取扱い



(2) 令和3年度税制改正

令和3年度税制改正では、総合課税の対象となる社債の利子の範囲が見直されました。具体的には、令和3年4月1

令和3年4月1日から変更になった取扱い



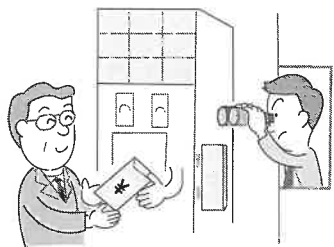
日以後に支払いを受けるべき同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人（法人との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある個人等）およびその親族等が支払いを受けるものも、総合課税の対象となりました。

一定の個人が同族会社との間に法人を介在させるような場合についても、分離課税への転換が容易であるとして、見直されました。【左図参照】

令和8年度税制改正

ここまで見てきたように、同族会社の株主が、本来は総合課税が適用される役員報酬等を社債の利子で受領し、分離課税となる利子所得に転換することで税負担を軽減する事例がみられたことから、これを適正化するため課税強化が行われてきました。しかし、近年では同族会社から第三者法人を介在して社債利子を支払うケースや、複数の同族会社の株主がそれぞれ相手方の同族会社から互いに社債の利子をたすき掛けのように支払うケースといった、通常行われない取引関係を構築することで総合課税の適用を免れている事例がありました。

そこで、令和8年度税制改正では、同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人（以下「特定法人」）が発行した社債の利子で、「実質的にその同族会社から支払いを受けるものと認められる場合」におけるその利子については、総合課税の対象になりました。また、その同族会



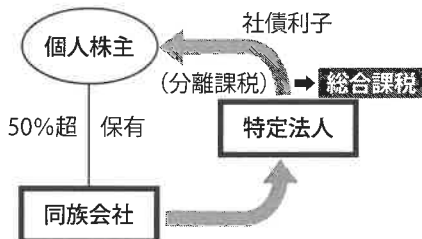
社の役員等が支払いを受けるその特定法人が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象となります。【下図参照】

この改正により総合課税の対象となるものは、令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき社債の利子と、その社債の償還金です。

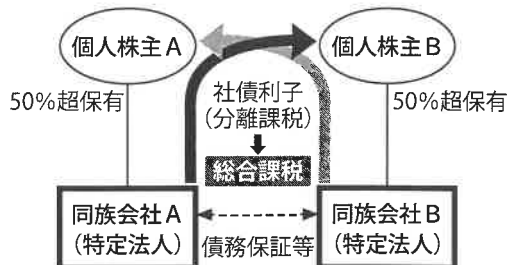
なお、実質的にその同族会社から支払いを受けるものと認められる場合とは、特定法人が発行した社債に係る債務について同族会社による保証の契約やその他の状況からみて、同族会社の役員等が、特定法人が発行した社債に係る債務の不履行があつた場合でも実質的に損害を受けないと認められる場合をいいます。

令和8年4月1日から変更になった取扱い

① 第三者法人介在型



② たすき掛け型



暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

企業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、原材料費や光熱費の高止まりが続いています。外部環境の変化を敏感に捉えながら、自社の強みを見つめ直し、安定した事業継続に向けた戦略を描いていくことが求められます。

令和8年度の税制改正では、インボイス制度における各種経過措置が見直されました。免税事業者等との取引に係る仕入税額控除については、適用期限が2年間延長されるとともに控除可能割合が見直され、本年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。一方、売り手側の個人事業者に向けては、2割特例に代わり、令和9・10年分について納税額を売上税額の3割とすることができる「3割特例」が設けられます。これらの改正を踏まえ、取引条件の見直しや今後の対応方針の検討が必要となります。

労務関係でも重要な法改正が続いています。4月からは少子化対策の財源確保のため、労使折半で負担する「子ども・子育て支援金」の徴収が開始。また、働く高齢者の年金を調整する在職老齢年金制度では、支給停止基準額が引き上げられ、シニア層のさらなる就労意欲向上が期待されています。さらに10月には、カスタマーハラスメントなどへの対策が事業主に義務付けられるため、早めに体制整備を行うことが重要です。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶いたします。

税務の豆知識

宿泊税

宿泊税は、特定の地域にあるホテルなどに宿泊する際に課される地方税で、地方自治体が条例で独自に定めることができる法定外目的税に分類されます。

宿泊税は、観光振興や観光客の受入環境整備などの財源として活用されます。宿泊料金に応じて課税され、ホテルなどの宿泊施設が宿泊料金と一緒に預かり、後日まとめて自治体に納付する方式が一般的です。宿泊税は平成14年に東京都が全国で初めて導入しました。

東京都では、宿泊料金が1万円以上の料金で宿泊をした場合に、その宿泊者に課税されます。宿泊料金には、素泊まりの料金やそれにかかるサービス料が含まれますが、消費税相当額は含まれません。また、食事や会議室の利用といった、宿泊以外のサービスに相当する料金も、宿泊料金には含まれません。

国税システムの更改

令和8年9月24日に、国税システムの更改が予定されています。国税システムの更改により、多くの申告書や申請・届出書などの様式が新しくなります。

所得税徴収高計算書(納付書)も様式が変更され、現行のA4三つ折りサイズ程度の複写式から、A4サイズの単票式になります。また、納税者の識別に使用される8桁の整理番号が、

13桁のお問い合わせ番号に変更されます。お問い合わせ番号は税務署から送付する文書と納税者情報を紐づけるためにシステムで自動的に払い出される番号で、税務署の窓口ではあらかじめお問い合わせ番号が印字された所得税徴収高計算書(納付書)が配付されます。

この更改に伴い、9月の大型連休の頃にe-Taxのメンテナンスを実施するため国税システムが利用できなくなります。